

第 3 回

民生委員・児童委員活動に関する検討委員会

平成30年11月26日

(午後 6 時 0 1 分 開会)

○小林会長 それでは、始めさせていただきます。

第 3 回の民生委員・児童委員活動に関する検討委員会でございます。

会議に入ります前に、事務局から委員の出席状況と配付資料の確認をお願いします。

○渡部幹事 この検討委員会の幹事を務めさせていただきます、生活福祉部地域福祉課長の渡部でございます。

この会議は、設置要綱第 10 の規定により公開とさせていただいております。本日は、報道関係者、傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。取材が 1 社、申し込みがありましたけれども、今ちょっと遅れているようでございます。

委員の皆様方のご発言は議事録として取りまとめまして、ホームページで公開させていただきますので、ご了承願います。

先ほどまで作業部会を開催しておりました。検討委員会の委員をかねていただいている皆様、引き続き長時間となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の方の出欠についてでございます。和気副会長、竹中委員から欠席のご連絡をいただいております。また、生活福祉部長の坂本が出席しております。

作業部会の委員を依頼している三鷹市の立仙様、奥多摩町の岡部様にも、引き続き、この検討委員会にご出席いただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の会議次第、座席表に続きまして、資料 1、民生委員・児童委員活動に関する検討委員会設置要綱。資料 2、検討委員会委員名簿。資料 3、9 月 13 日の第 3 回民生委員・児童委員活動に関する検討委員会作業部会における主な意見。資料 4、民生委員・児童委員の候補者発掘策について。資料 5、平成 30 年度第 3 回ブロック協議のまとめ、テーマ「個別支援活動の向上」の概要。資料 6、平成 30 年度第 2 回区市町村事務担当者連絡協議会のまとめ、テーマ「民生委員・児童委員の研修の実施について」の概要。資料 7、平成 29 年度第 4 回ブロック協議のまとめ、テーマ「児童委員活動の充実に向けて」。資料 8、平成 30 年度第 4 回ブロック協議のまとめ、テーマ「協働による地域福祉活動の推進」の概要。資料 9、平成 31 年度予算要求についてをお配りしております。

青色のファイルには、前回の作業部会までの資料をつづっております。

以上、全ての資料はおそろいでしょうか。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

○小林会長 ありがとうございます。

それでは、会議次第の 2 に入ります。

前回の検討委員会は 6 月に開催いたしました。その後、作業部会を 9 月 13 日と本日行いました。

事務局から、9 月の作業部会の報告ですが、資料 3 と 4 の両方についてご説明をお願いします。

○渡部幹事 それでは、まず資料3をごらんください。9月13日の第3回民生委員・児童委員活動に関する検討委員会作業部会における主な意見でございます。

まず、1の中間のまとめについて、(1)班活動についてでございます。小学校区単位の班をつくっているが、主任児童委員は複数の小学校を受け持っており、負担が大きいと、対応を検討する必要がある。また、地域ごとに2、3の町会を合わせて班をつくっており、主任児童委員は自分が住んでいる地域に所属している。区域担当が学校担当制をとっている。小学校や中学校と連絡するときは区域担当を通して。範囲が大きいため、近くの地区の委員が集まって活動するというのは現実的に難しいという意見がございました。

(2)の活動の周知についてでございますが、担当地区を回って自分をPRしないと覚えてもらえない。高齢者、母子・父子家庭といった方々以外はほとんど民生委員を知らない。こちらのほうは、民生委員になってくださいと言っても、民生委員を知らない、忙しいというイメージがあるということから、ふだん民生委員を意識していない方々にどうアプローチをするかという点が大きな課題である。赤ちゃん訪問を実施しているが、お子さんが小学校に上がった際の入学式、登下校の見守り、第2子の赤ちゃん訪問等で再会し、改めて民生委員を認識してもらうことがある。

2の候補者発掘策については、後ほどご説明させていただきます。

3の個別支援活動の向上についての現状と好事例でございますが、班活動や部会活動においては事例を自分のこととして受け取り、よく理解することができる。そういう意味で、話し合いや事例発表は非常に効果がある。それから、地域包括支援センターと班活動の各班が事例について情報交換をしているが、行政と話し合いをする場があると理解が深まる。班活動にコミュニティーソーシャルワーカーが参加し、つなぎ役をしている。また、訪問のきっかけとして、敬老金や共同募金の配布は積極的に引き受け、住民との関係を築いている。新任教育の一つとして、ノートのつけ方を教えている。高齢者の記録簿にもなり、翌年に活用したり、他の民生委員が活用することもできる。訪問の際、行政が対象者にはがきを送り、事前に連絡している。こういったときには訪問がしやすいというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございますが、民生委員が困難事例を持ったときは、社協の地域福祉コーディネーターにつなぐこととしている。地域福祉コーディネーターが地域包括支援センター等とのネットワークをつくっており、民生委員さんもその一環に入れて、一緒に解決につなげてくれるため、頼りにしている。

下の意見でございますが、訪問は住民に顔を覚えてもらうということに加え、ケースワーカー等、同じ福祉に携わる人たちとのコミュニケーションづくりという意味でも大事である。千代田区において、マンション協力員を活用している。なかなかマンションの中での活動は大変難しいというところで、こういったご意見がございました。また、マンションの管理人との関係をよくしておくのは活動において非常に大事である。また、

民生委員の仕事をやりやすくするため、行政が民生委員の活動を住民に事前周知するのがいい。民生委員と行政との連携が必要である。要対協と民児協との連携が先行している地域をモデルとして何か示すことができたらいいいのではないか。子供の問題を、地域の家庭を見ている民生委員さんと一緒に考えていかなければならない。また、行政は福祉と教育で担当が分かれているということで、ここも福祉と教育の融合が必要である。こういったご意見をいただきました。

次に、資料4をごらんください。民生委員・児童委員の候補者発掘策についてでございます。

1の自治会・町会、学校、PTAからの候補者の推薦でございますが、地域の実情や住民の情報は自治会長が一番把握しているため、全て自治会から推薦を上げていただいている。推薦母体は町会だが、退任の際には後任を探しておくことを民生委員が心がけている。民生委員の推薦については、町会長を集めて話し合いを持った。また、町会や行政と民生委員と一緒に候補者を探す雰囲気づくりをしている。

基本的に、区部のほうでは自治会・町会から候補者を推薦いただいているというところが多いです。また、市町村部につきましては、なかなか町会の組織率が低いというところで、違った形での候補者の推薦ということで、2になりますけれども、福祉活動を行う団体からの候補者の推薦等もございます。欠員地区の社会福祉法人の理事長と民生委員が話し合い、社会福祉法人のボランティアの中から適任者を民生委員として推薦していただくよう依頼を始めた。ボランティア団体には民生委員をやりたい方がいるが、その地域に在住されていないので、結局、町会やPTA、学校の関係から推薦を受けている。社協やNPO等へアプローチなど、関係づくりをする必要がある。

3の上記以外の候補者の推薦ですが、町会の推薦はほとんどなく、民生委員やOB、PTA関係者、学校の先生等から紹介を受け、候補者一覧を持って、行政が説得に回っている。民生委員が後任を見つけたり、地区の中で見つけていただくようになっている。また、退任の際には後任を探すよう呼びかけている。

4の区市町村行政による関係団体等の依頼、PRですが、自治会連合会の会議に出席し、一斉改選に向けて推薦を依頼することを予定している。地域ケアネットワークの中にさまざまな団体が入っており、それらの集まりにおいて候補者を紹介していただくようPRをしている。

1枚おめくりいただいて、今回の改選では、商工会、農協関係、教育関係者等、福祉関係以外の団体にも積極的にアピールを考えている。また、民生委員に依頼している庁内の部署を集めて連絡会を開催し、民生委員さんの必要性、個々の依頼内容はわかっているんですが、全体でこういった仕事をされているかが見えないということで、欠員が出ると、そういった仕事をしてくれる方がいなくなると困りますよねというところを共有し、各部署で探してもらうことを期待している。

5の民生委員の理解を深める取り組みでございますが、大学でコミュニティーカフェ

を立ち上げ、民生委員や学生が参加している。また、開かれたネットワークというのは、地域包括が中心になっていろいろな団体をコーディネートする活動が盛んになっているという、そういう中でも、民生委員さんが中心の方々として入っているというところでございます。そうしたネットワークを活用し、そこに自治会にも入っていただき、自治会長にネットワークの一人として活動していただけるようなことができるのではないかなというご意見です。また、徳島では子ども民生委員を実施しており、各地で同じような取り組みが始まっている。また、大学でキャンパスに地域の方々を入れ込むプログラムを考え、さまざまなプログラムを実施されたということで、地域との日常のかかわりの中で民生委員さんを理解してもらう下地をつくっていくのがいいのではないかな。

また、その他の意見として、欠員が生じてしまったとき、その地区を誰がどうやってカバーするかという問題を最終的には考えないとならない。一斉改選に際しては、準備期間における現状把握も大事である。こういった意見をいただきました。

○小林会長 よろしいですか。ありがとうございました。

今ご説明いただきましたように、9月の作業部会では候補者発掘策について、これまで町会・自治会や地域のつながりを生かしながら、社会福祉法人など、福祉団体との連携、それから、退任するときには後任者を探す、行政からPRを行うなど、さまざまな工夫を行っていることがわかったわけです。また、大学と連携して、民生委員が地域の中で活動するための工夫などもお話いただきました。

作業部会で議論をしていただいたわけですが、もし補足やご意見がありましたらご発言をお願いいたします。資料3も含めて、で結構です。ただ、資料4は、ちょっとまだ詰め切れていなかったと思いますので、ここはご発言をよろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。

この前、調布の地域福祉計画の報告をうかがう機会がありました。たしか地域で「ほのぼのネット」というようなカフェがあるのですが、そこに市長がジャケットを着て、民生委員として出てきてもらったというようなことでした。民生委員さんのそういう会合に、市長とか子供とか大学とか、いろんな地域の関係者が参加して、民生委員の意義を明らかにするというような取り組みがあるという気がしたのですが。

○渡部幹事 各区市町村で、民生委員の活動強化月間のときに、各区市町村の長に一日民生委員になっていただいて、今年は100周年ということもありまして、それぞれの地域で盛んに取り組んでいただいたところでございます。

○小林会長 では、ほとんどの自治体で取り組みがあったということですか。

○寺田委員 全部ですね。

○小林会長 発掘策につきましては、探したけれども見つからないという場合でも、いろんなやり方があるというようなことが、きょうの資料に出ていると思うんですが、欠員地区の対応には、いろいろなやり方があるということでしょうか。欠員地区はあるけれども隣の地区と協働でやることで対応できているということでしょうか。

どういうやり方があるかという例というのは、配布されているんですか。

○相田委員 各地区に任されています。

○秋山委員 足立区です。

足立区は、今現在、町会・自治会連合会のほうに、各町会長、自治会長に私が推薦をお願いして回っています。欠員が生じた場合、推薦準備会がありますので、推薦準備会の委員さんが協力をお願いに上がることがあるかと思いますので、よろしくお願ひしますということで、各町会・自治会連合会にお願ひに行っています。今まで民生委員の推薦はやったことがないとか、お願ひに来たこともないとか、そういう意見もあるんですけども、説明に行けば理解していただいています。ただ、これが推薦につながるかどうかというのはこれからの話ですので、現在そういう取り組みを行っているという状況です。

○小林会長 ありがとうございます。

ほかに資料3と4につきまして、主に4についてですが、何か補足等はございますか。

子ども民生委員というのは、やっていらっしゃるんですか。

○相田委員 いや。

○小林会長 東京ではないのでしょうか。地方はどうでしょうか。

○寺田委員 徳島と書いてあります。

○小林会長 そうですね。

○山下委員 区部と市町村の違いということで、市町村のほうは、基本的には町会に推薦依頼というのは少ないと思います。私ども羽村市でも推薦という言葉は使わずに、紹介してくださいということで、リストづくりのときに、その中の、リストの1名ということで、町会からも紹介をもらっている。そういう形ですから、必ずしも町会の紹介を受けたから、その人になるということではなくて、本人の意思に任せるみたいなところがあるんですね。

今の状況でいきますと、もうまさに来年の斉改選に向けてということで準備中で、私どもは11月の定例会のときに、まずは現役の人にアンケート調査を行いまして、継続する意思あり、検討中、それからもうやめますという3段階で、それを記入していただいて、次の定例会までには集計を事務局がやるというようなことになっています。

一番の悩みは、継続してもらいたいのに定年前にやめ**ます**という人が、今回も3分の1強、出そうなんですね。ですから、そこをとりあえずは、まず来年2月ぐらいまでは継続してもらおうようにこれから事務局と私たち会長も含めて、一緒に説得に回るのがあって、それがだめということになったら初めて、定年の人とだめという人のリストをもとに、今度は事務局が中心になって回ってもらう、そんな状態で行っています。

○小林会長 ほかはいかがでしょうか。

○野々垣委員 三鷹市でございます。

欠員を生じてしまったときにどうするかという部分につきまして、三鷹市の場合は地

区が五つに分かれていまして、現在の話ということで申し上げますと、5地区全部に残念ながら欠員地区がございまして、その場合は、それぞれの地区の会長さんのほうが欠員地区については対応するという事になっております。民生委員さんの名簿自体は全て公開という形ではございませんので、各住所は連絡いただいたときに、こちらが地区の民生委員さんというふうに紹介するわけなんですけど、そういうときに会長さんが紹介されるという形ですね。そのことについて、特に苦情等、トラブルになったことは特にございませんので、一応、会長さんがカバーしていらっしゃるということでございます。

○秋山委員 町会・自治会にお願いしているのは、結構、婦人部とか高齢者部とかが、町会自治会の中に組織化されているので、その中からどなたか、よい方を推薦していただければなということで、そういう取り組み、そういう考えもあるということですね。

○寺田委員 今回の一斉改選は、ちょっと大事な部分も含まれているというのは、今度、年齢要件が75歳まで伸びたんですよ。ですから、それがどういう効果を生むのかというのが一つあるのかなと思います。

それから、欠員地区の対応について、原則的には会長のところには来ません。民生委員は町会ごとに選ばれていて、町会には必ず二人ぐらいいますので、二人欠けたときは会長のところに来る可能性があるんですけど、そういうことはちょっと今までないで、細かいことはその町会にいるもう一人の人がやります。ただ、高齢者の実態調査だとか、こういう大きな件数のあるものは民生委員さんはやりませんので、行政が担当してやります。それは、包括のほうで大体やっているということです。原則的には、会長に来るときというのは、どうしてもその地域の中で二人ともいないとき、欠員になるときは、私のところには必ず来て、私が何とかしている形になる。基本的には、年に1件あるかないか、ないときもあると思いますけど、そのようなシステムになっています。

○小林会長 ありがとうございます。

では、これは、それぞれの地域で工夫して頑張っていただいているということでよろしいでしょうか。

○寺田委員 いないところは、やはり福祉のマイナス面はあると思いますね。

○小林会長 そうですね。

はい、どうぞ。

○清水委員 民生委員・児童委員さんの候補者については、こういった形で、皆さん、各地域で工夫いただいていると思うんですけど、私どもが一番懸念しているのは、主任児童委員のなり手といいますか。やはり一般の民生委員・児童委員さんに比べて主任の定年が低いということもあって、定年を迎えた方の後任を探すのに非常に今、苦慮しているというところで、どうしても全体の民生委員・児童委員さんの年齢構成が高いものですから、その中で主任児童委員さんを選ぶというのがなかなか難しいので、当然、個別に当たるんですけど、そこはちょっと非常に困っているというのが実態でございます。

○小林会長 この点は何か。

○寺田委員 それはあると思います。ですから、PTAの人が狙い目です。主任児童委員さんの場合は、PTAを経験した人が結構なる場合が多いですね。ですから、一般に民生委員さんを選ぶような形ではちょっとなかなか推薦できないし、逆に言うと、地域を持たない主任児童委員さんですから、広範囲にやるためには、やはり学校が一番狙い目かなと思いますね。PTA関係者とか、そのOBとか、つてを頼って。学校の校長先生にちょっと情報をもらったりすることで、うちのほうは一応欠員はないということになっています。

○小林会長 ほかはいかがでしょうか。知恵を出し合ってというような感じになりますが。

○相田委員 余り役に立たない意見なんですけれども、どうやって発掘するかというのもあるんですけれども、今、ボランティアということで考えると、結構、定年になった方でも、お時間のある方、あるいは何かボランティア活動をしたい、人のためになりたいという方はすごく多いように思うんですよね、世の中に。日本人の考え方が随分変わってきたように思うんですね。

ですから、発掘するのはもちろん、最終的には民生委員になっていただかなきゃいけないんですけど、それも大切ですけど、民生委員・児童委員というものが、やりがいのある仕事なんですとか、誇りに思える仕事なんですよという、あるいは民生委員・児童委員というのはこんなことをやっているんだよという、やはり普及活動というんですかね、民生委員・児童委員の存在の意義ということ、行政さんだって随分、福祉行政の中では民生委員・児童委員を当てにしているわけだから、本当にお金をかけてでも普及活動というものを本気で考えて、民生委員・児童委員になりたいなという住民を育てることも大事なんじゃないのかなというふうに思います。

○小林会長 ありがとうございます。

これは、この検討委員会の基本的なテーマの一つですので、まとめのときに、またご議論をいただくかと思います。

ちょっと時間が過ぎましたので、次の議題に入りたいと思います。

東京版活動強化方策の推進策のうち、個別支援活動の向上、児童委員活動の充実及び協働による地域福祉活動の3点について、作業部会で議論いたしました。

それでは、これらについて説明をお願いいたします。

○荻野幹事 資料5と6でご説明させていただきます。

先ほど作業部会で申し上げたところと重複するのですが、この資料で、これからご説明させていただくのは協議のまとめであり、協議を有効に進めるために事前のメモとして書いていただいた中から数字を引っ張ったものでございます。ですので、統計的な根拠を求めるアンケートではございませんので、数字としての正確性は多少弱いところがあるものですから、こちらの資料に書かせていただきましたように、数値の転用、転載はご遠慮いただきまして、傾向としてお考えいただければと思います。

まず、資料5でございます。先ほどの東京都さんからのご報告とも重なりますけれども、個別支援活動の向上ということで、まず1番、一つ目が地元民児協で事例報告・検討を行っているかということをお聞きしました。いわゆる相談援助技術などの研修のほかに、事例検討、事例研究あるいは事例発表、そういったものに取り組んでいる地区は多く、円グラフにあるように9割近い地区で行われているということでした。実際のケース、事例に学ぶという意味では、新任の委員さんの育成はもちろんなのですが、現任の委員さんにとっても民生委員としてのスキル向上に有効だと考えております。

そういった事例検討的なものをいつ行っているかをお聞きしますと、定例会の中で、あるいは定例会を一旦終えてからということで、定例会と同日に行っているという地区が多いようです。

下の2番目、つなぐ先の一覧表では、つなぐ先がなぜ必要なのかというと、戸惑わずに、素早く的確に適切な機関につなぐという意味で重要になりますけれども、3分の2の地区で何らかの形で委員さんに配布されているということでした。

裏をめぐっていただいて、3番目、休日・夜間の連絡先の配布、つまり緊急時の対応ということで、もしものときの対応策がとられているかという意味になると思いますが、その意味では、民生委員の皆さんは、365日、年中無休で活動しているために、一つは休日や夜間などの行政の窓口が休みのときにもケースに対応する必要がある、そういう場合が少なくない。もう一つは、こうした緊急時に、休日・夜間などに連絡がとれるところがある、相談できるところがあるというのは、これは活動の安心感につながっているということで、非常に重要な点かと考えております。

このグラフを見ていただきますと、代表会長、単位民児協の会長、あるいは全委員と、配布している範囲はそれぞれ違うのですが、合計約7割の地区で、何らかの形で連絡先が配られているということになります。逆に3割は配っていないことになるのですが、配らない事情はそれぞれの地区で幾つか理由があるようです。例えば、行政の職員にもプライバシーがあるから配っていないですとか、あるいは休日・夜間とかの場合は庁舎の警備係とか宿直に連絡がつながるので、そこから所管の管理職につながる仕組みになっているから配らないというような地区があるというようなことでした。

4番目に、訪問のきっかけに何があるかという問いですけれども、訪問のきっかけというと、問題の気づきにもなりますし、顔見知りになる機会にもなるということで、高齢分野では9割以上で行政の調査活動に民生委員が協力している状況があり、その調査活動に協力するために名簿が提供されるというような側面もあります。調査のほかには、9月の敬老の日前後のお祝いの金品の配布に協力しているという地区もございます。

子供の分野はそれぞれ地区によってさまざまです、先ほど来から出ていたこんにちは赤ちゃん事業などは市部を中心に、3、4地区で取り組まれているのですが、高齢分野のように組織的な訪問の機会というのは余り多くないという状況です。

障害分野でいきますと、災害時の名簿登録の意向確認ですね、避難行動要支援者名簿

の作成関係での訪問ですとか、歳末見舞金の配布ですとか、そういった部分がきっかけとしてはございます。

その他、分野はないのですけれども、熱中症予防などの注意喚起ということでは、半数以上の地区で取り組まれているという状況が見られました。

その下、5番の1) 新任委員への個別支援活動の工夫でいうと、何よりも話しやすい雰囲気づくりですとか、先輩委員からの声かけ、あるいは研修や引き継ぎの徹底ということがあるほかに、班活動、チーム体制を組む、またはマンツーマンで新人と一緒に動く、そういった工夫が見られます。

2) 個別支援活動の向上のために必要なこととしては、冒頭の事例検討、研修は必要というほかに、これは文京区さんだったと思いますが、訪問場面を想定したロールプレイを行っている。具体的な訪問場面の体験実習というのでしょうか、そういった研修を行っているという地区もありますし、訪問マニュアルをつくるとか、コーチ、世話役みたいな担当委員をつけるというような地区もございます。ほかは、何よりも住民と顔見知りになること、あるいは関係機関と顔の見える関係をつくる必要があるという回答が多くございました。

続いて、資料6をご覧くださいと思います。研修の実施ということで、個別支援活動の向上の関連で、今度は行政、事務局のほうに、どんな研修を行っていますかということを経験交換した際の資料のまとめでございます。

1番、民生委員の所管部署、事務局の方が実施している対象別研修で見ますと、全員対象と新任委員を対象とした研修が多いということ。そのほかには、対象別というよりも事項別、分野別というのでしょうか、高齢分野、児童分野、障害分野、そういった分野別の研修が多く行われているということでした。

2番の所管部署以外の部署が行っている研修でいきますと、内容としては、人権関係、権利擁護関係の研修が多い。ほかには、人権とまとめてしまってもいいのでしょうかけれども、児童虐待とかDV関係の被害者支援、または自殺予防のゲートキーパー研修、悪質商法対策などの研修が多く見られました。

行政以外の関係機関では、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子ども家庭支援センター等が行っている研修に参加をしている、出席しているという地区が多くありました。

3番、民児協が行っている研修では、これは本当に工夫を凝らしながら、さまざまに取り組まれているのですが、無理やり二つにまとめますと、一つは講演会、事例検討をやっているグループと、もう一つが宿泊研修、施設見学を行っているグループにしましたけれども、ほとんどの地区で何かしらの自主的な研修が行われているという結果でございました。

一つ、宿泊研修で申し上げますと、なかなか最近は参加者が減ってきていて、宿泊研修をやめてしまう、あるいは毎年やっていたものの回数を減らすという地区が幾つかあ

る一方で、やはり宿泊研修で民生委員同士の交流が深まる、親睦が深まるということで復活させたという地区があるようで、数字だけ拾うと、今も20地区ほどで行われているということでございました。

研修を行う際に工夫をされている、その工夫の内容を幾つか見ますと、やはり何よりも出席しやすいような日にちや時間を設定している。あるいは、時宜に応じたテーマの設定、マスコミ等の社会的に話題になること等を取り上げて研修を行っている。もう一つは、新任の委員の方には速やかに研修を行っているということです。

あるいは、研修の持ち方でいいますと、お話を聞くだけの座学だけではなくて、参加型のワークショップですとか、事例検討会、研究会ですとか、そういった、みずから参加する感覚を持てるような研修にしている、そのような工夫が見られたということでございます。

以上でございます。

○小林会長 ありがとうございます。

資料5は民生委員の代表会長のご意見ということになります。新任委員の個別支援活動に対する民児協としての工夫や、個別支援活動の向上のために必要と思われる事項等をまとめていただいております。

資料6は、行政、民児協が行う研修についてまとめていただきました。

いろんな取り組みが行われているようですけれども、何か補足するご意見等はございますか。

これだけやっていけば、新しい候補者の発掘の際も、これだけ研修をやって勉強になりますよというような、そういうメッセージは出せるでしょうか。本当にいろいろな工夫がされておりますし、一人でどこかに放り込まれるのではないというような、地域別でもそうですし、班活動もそうですし、研修もいろいろあるのでというようなメッセージが出せそうな気がします、いかがでしょうか。

○相田委員 僕は選定するとき、この年になって、こんなに人の輪が広がることはないんだよと、自分から進んで探そうとしても、こんなことはないよという、新しい第二の勉強だよみたいな、そんな勧め方をしています。

○小林会長 退職後のセカンドライフか、サードライフになるかわかりませんが、本当に民生委員さんをやるとすごく広がるというのが、基本的なメッセージですね。ここはぜひ出していただけると。

どうぞ。

○山下委員 私は会長になってから毎回、一斉改選の前とか、新しくなった方に言うんですが、民生委員というのは人生大学、最後のいろいろな勉強ができる人生大学ですね。お年寄りが亡くなるまで見て、いろんな経験を自分なりにできますし、赤ちゃんが生まれてから、母子家庭だとか、別れたら何だ、生活の困窮だってありますので、そういうものをかいま見るというか、見られない人もいますんですけどね、3年間ぐらいでは。だ

から、見られる人はすごくいい勉強になるということで。ですから、長く定年まで勤めてもらいたいといつも言うんですけども。定年が人生大学の卒業ですよみたいな、そういうことでもいっています。先月も言ったところなんですけどね。そういうPRができればもっといいなと思っています。

○小林会長 では、この辺の会長さんの述懐を書いていただいて。

○寺田委員 会長の質ですよ。

○小林会長 そうですね。こういうメッセージはいいですね。

よろしければ、次に行きたいと思います。

次は、児童委員活動の充実です。

それでは説明をお願いします。

○荻野幹事 資料7でございます。これは、この検討会に先立って行った昨年度のブロック協議のまとめでございます。

(1) 児童委員活動の現状ということでいうと、日常的にいじめ、不登校、児童虐待ですとか、そういった対応はそれぞれ行っているとして、そのほかによく、子育て支援部会が担っているのですが、主に学齢前の乳幼児の子育て支援活動に取り組まれているということでした。これは古くから乳幼児健診のお手伝いですとか、離乳食調理講習会ですとか子育てサロン、そういったものに児童委員として企画・運営をしてきたというような背景がございます。

(2) 主任児童委員さんとの連携を見ますと、主任児童委員制度の設置以降、20年以上経過しているのですが、やはりまだ区域担当児童委員との連携には課題が少なくないというような状況が見られるようです。そのために、例えば主任児童委員と児童委員の懇談会を行う、ケースがあると必ず会長に連絡するようにしている、あるいは活動指針をつくっている、そういった努めて日ごろからの連携を密にしようというふうな工夫をされている地区が多くございました。

一方、課題としては、ケースに主任児童委員さんだけが対応している状態というのが見られる、単独で動かれている、あるいは主任児童委員さんが抱え込んでしまっているというような状況があるというような実態があるようです。

裏面の、3番目の学校とのかかわりでいいますと、東京は古くから学校訪問というのに取り組んでおりまして、そういった学校訪問の目的は、関係づくりであったりとか、児童委員のPRであったりとか情報交換、あるいは実際の一つ一つのケースの検討だったりとか、目的は地区によってさまざまなのですが、そういったことが行われてきた関係で、学校も民生委員・児童委員に情報を提供するのが当たり前というんでしょうか、広く行われてきた様子が見られます。一方で、今でもやはり学校側の意向といいますか、校長先生の意向次第で情報を出す、あるいは出さないというのが残念ながら見られるというふうな状況もございます。

3ページ目、四者協についてです。四者協というのは略称でして、欄外に書いてあり

ますように「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センターとの地区連絡協議会」のことで、昭和の時代から、都民連と東京都の児童相談所が共同で立ち上げて続けてきた取り組みですが、今の持ち方は、それぞれ地域ごとに違います。

持ち方というのは、年に1回、区市町村で1回やっていただくというのが基本なのですが、中学校区ごとに行ったりとか、民児協ごとに行ったりとか、四者のほかに関係の深い地元の機関、例えば大田区さんでしたら児童館を交えて五者協としてやっていたりとか、そういった工夫をされながら連携を深めてきているという状況がございます。

児童委員活動については以上でございます。

○小林会長 ありがとうございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

先ほども議論がありまして、なかなか難しい領域ですが、いろいろな工夫も見られるようですので、ぜひ好事例を採集していただいて、資料にしていいただければと思います。

それでは続きまして、協働による地域福祉活動です。説明をお願いいたします。

○荻野幹事 資料の8番でございます。これは第4回の都民連の常任協議委員会、ブロック協議のまとめでございます。

まず1番、民生委員・児童委員が参画しているネットワークについて、分野ごとに少しまとめてみたものなのですが、児童分野を見ますと、表にありますように、要保護児童対策地域協議会、要対協への参画と、先ほどの四者協については全地区で取り組まれています。

その下の高齢福祉分野でいいますと、見守りネットワークといった実働的なネットワークのほかに、地域によっては、表にあるように、介護保険ですとか地域包括ケア、高齢者虐待などへの会議体への参加が多く見られました。

1枚めくっていただいて、障がい分野で見ますと、障害者自立支援協議会のほか、差別解消法ができましたが、その差別解消法による差別解消地域協議会、そういったメンバーになっている地区がございます。ただ、印象としてはもう少しあるようなところがありますけれども、数字としてはこのような今の状況でございました。

生活福祉分野でいうと、これも生活保護に関する情報交換、連絡会というのでしょうか、福祉事務所とかケースワーカーとの情報交換はほとんどの地区で行われているはずなのですが、こういった形でお聞きすると、数字としては5地区となり、ちょっと少ない印象がございます。ただ、実際に定期的に福祉事務所やケースワーカーさんと連絡会を行っている地区は、経年の推移で見ると、ちょっと減ってきているかなという印象は率直にございます。

5番、その他で見ますと、社会を明るくする運動、社明運動へ協力をしている地区が幾つかあるということでございました。

3ページ、高齢者の見守り訪問、これも協働ということで、高齢者の見守り訪問を行

っている組織と連携状況を見ていきますと、行政、社協、町会・自治会、老人クラブやNPO、さまざまな団体がさまざまな形で見守り活動、訪問活動を行っているということでした。民生委員との連携状況でいうと、約4分の3の地区で、何かあったら民生委員に連絡が来ることになっているという状況です。

ただ、一方で、どこの団体がどういう見守りを行っているかということをお互いに知らずにやっている地区もあるようで、なかなかそれがネットワークになっていないという声も見聞きされますので、ちょっとそのあたりは一つ課題かなと。地域でどのような団体がどのような見守りを行っているかという実情を、それぞれ把握していただくということが必要なのかなという気がいたします。

これについては以上でございます。

○小林会長 ありがとうございます。

民生委員さんの活動は、児童分野でいいますと、全ての地区の要対協に参画しているっしやるということと、高齢者分野ではやはり見守り・安心ネットワークに参画している地区が多いということのようです。

3ページの下では、何かあったときに担当委員に連絡が来るというふうな形になっていますが、全体としてネットワークがうまく組まれているかどうかについては、まだやはり課題があるのではないかなというようにまとめになっていると思います。

それでは、これにつまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

これの全部に民生委員さんが参加して理解したら、スーパーパーソンですね。

○相田委員 そうですね。多過ぎますね。

ですから、これぐらいわからなきゃいけないから、全部が全部じゃないけど、研修というんですか、知識を広める必要は非常にありますよね。

○小林会長 こんなにやらなければならないかという、何となく引いてしまうという感じはないでしょうか。

○相田委員 なり手が少ない。

○小林会長 いろんなネットワークもあるし、勉強の機会もあるし、研修の機会もあるのだけれど、これをどのようにこなしていくか。

どうぞ。

○清水委員 今おっしゃったように、これら全てに関係するというと本当に大変だと思うんですけど、地域でのつなぎ役と私どもは言っているんですけど、専門の、行政ですとか、地域包括支援センターですとか、そういうところに情報をつないでいただくということが非常に助かるといいますか、ありがたいなという存在であります。

地域の生活の中で知り得た情報を私どもにつなげていただくことで、それによって、高齢者の認知症も一つありますし、あるいは子供の虐待もありますし、高齢者虐待もちろんありますし、そういったことに積極的に私どもがかかわっていくきっかけになるんですね。そういう活動といいますか、そのきっかけ、これが非常にありがたい存在で

ありますので、ぜひそういったことをPRもしていただきたいし、私どもも当然お願いするんですけれども、そういったことをやっていただくことが大事なので、全てを知らなきゃいけないということではなくて、そういうことを認識していただければありがたいなということでございます。

○小林会長 地域のセンサー。やはりこういうことは一応知っておいてほしいことだけど、まずはセンサーでつないでいて、場合によっては寄り添いみたいな話もきっと出てくるので大変だと思うのですが、この辺をうまく、マニュアルになるかどうかわかりませんが。

どうぞ、お願いします。

○山下委員 ここに書かれていることは、基本的には会長、副会長が大体、充て職でこういう会議体に分担して出ているんですね。一般の民生委員は各団体がそれぞれ行う行事だとか、そういったものに結構参加するんですね。そこで多いのは、やはり子供の学童クラブとか児童館なので、こういうところには出ていないんですが、そういうところの行事のお手伝いをしたりとか、社協のいろいろなバザーだとか福祉祭だとか、もう限りなくあるんですが、そういったものに一般民生委員は出ていますし、学校は道德教育の公開授業とか、いろいろな学芸会とか、今まさにそういうことをやっているんですが、そこへ行ったりしますので、その辺の負担感というのは、もっとここに書かれている以上にあるんですね。ですから、そこをどう整理するかというのがすごく問題ですね。

私は、1期目の1年生は全部に出てくれという形で、一回経験してみなきゃわからないよと言っていて、2年目はすごくブーイングが出るんですが、3年目ぐらいになると、自分なりに得意分野で切り分けができるようになるので、ちょっと1年目は無理を強いるんですが、そういうことをやって、こりちゃった人が2期目でやめちゃう場合もあるんですけどね。そこが非常に難しいなというふうに思っています。

○小林会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○寺田委員 協働による地域福祉活動の推進といったときに、私は、3層の下の問題かなとちょっと思ったんですね。というのは、ここに書いてあるのは大体3層や2層の流れですよね。私たち民生委員は地域を持っているじゃないですか。自分の地域の中で、協働による福祉活動をしないと、僕は意味がないと思うので、そういう活動だというふうに私は理解しているので、ここに挙げられている中には、ケース会議なんかもあるとは思いますが、実態は、やはり私たち自身の地域の中で、私たちがどう協働できるかということが一番大事なんだなと思って、こういうことではないような気が、ちょっと私はしましたので、一言。

○小林会長 はい、どうぞ。

○下田委員 ここにある会議体の名前というのは、行政が会議体をつくる時には大抵、地域から誰か入れるようにという指示があるらしくて、地域というところに思いついて

くれるのが民生委員・児童委員で、ありがたいことではありますが、それでどうしても充て職が多くなってくると思います。

今、会長がおっしゃったように、私たちは担当地域を持っているから、本当は高齢者から電話が来たらそっちへ行きたいのに、会議があるためにそこへ行かれないというようなことが現実にはあります。やはり会議体に地域の人が出るのであれば、必ずしも民生委員ではなく、もっと違う人たちにも声をかけるという行政の工夫というか、何でも民生委員を入れれば良いと思われては、結果的に同じ人に負担が来てしまいます。でも、もちろん地域で必要な会合には一般の民生委員も出る場合がありますし、それは全て本当に知識になっていますから、行かなくていいとは言わないんですけど、余り一部の人に負担がかかったりすることがないように、何か少し工夫をお願いしたいなというふうに思っております。

○小林会長 こういう工夫が必要だということを、会長さんのほうからぜひ提案をしていただくといいかなと思います。

○下田委員 私たちもそんなに全部は知りませんから、行った先で、結局、聞いているだけのときもありますので。ですから、本当に民生委員が出る必要のある会議だろうかと考えることはありますね。

この前、都民連のブロック協議報告に書かせてもらったんですけども、医療連携の中の小児初期救急医療検討部会という会で、児童委員だから子供に関することは意見を言って欲しいということで選んでくれたんだと思いますけど、私たちは病院のことまではわかりませんから、出席した委員は何も話せなかったということで、とても自信を失うわけですね。ですから、その点でもやはり、本当に関わりが必要な会議に出たいというふうに思っております。

○小林会長 ありがとうございます。

1層、2層、3層という議論が出ましたけれども、3層がベースで、そこから組み立てていくということですね。そのような方向で検討していただければという感じがしました。

それでは、これで一応、検討事項が終わったかと思います。

それでは次に、議事の4です。その他ですけれども、平成31年度の予算要求の内容について、事務局から報告をお願いいたします。

○渡部幹事 それでは資料9の平成31年度予算要求、民生委員・児童委員の活動環境整備についてご説明いたします。

現状のところでございますように、民生委員・児童委員の充足率は91.9%ということで、担い手の確保が厳しい状況にあることから、その活動の充実を図るためには、区市町村が地域の実情に応じた取り組みを柔軟に実施できるように支援を強化することが急務となっております。そうしたことで、本検討委員会におきまして、必要な支援や環境整備について検討していただき、中間のまとめを行いまして、その取り組みの方向

性に記載している事項から、31年度予算要求に反映いたしました。

2の要求の内容でございますが、区市町村が行う民生委員・児童委員の活動環境の整備に資する取り組みを柔軟に支援するため、平成31年度から、協力員事業をベースに区市町村への支援策を地域福祉推進区市町村包括補助におきましてメニュー化し、地域の実情に応じた取り組みの推進を図るものでございます。

協力員事業につきましては、下のほうの囲いでございますように、区市町村包括補助の一般事業とし、活用している区市町村に対して、現行の基準額を維持して補助するものでございます。今まで東京都が負担しておりましたが、そのまま10分の10、基準額を維持して、包括補助において補助するものでございます。

包括補助事業化の概要案のところに、新たな支援策を記載してございますが、区市町村が地域の実情に応じて、民生委員・児童委員の活動環境の整備に資する有効な取り組みを柔軟に実施できるよう、新たな支援策は選択事業として、こちらのほうの補助率は2分の1となります。

補助対象例にございますように、まず一つ目のポツは、班活動への支援でございます。近隣地区の委員同士がチームとなり、情報や経験、課題を共有しながら活動する班体制等、支え合いの仕組みの立ち上げ、運営を支援するものでございます。

ちょっと補足させていただきますと、新任委員が先輩委員と一緒に活動することで不安が軽減される、また高齢者、子育てサロンなどの班活動を行うことにより、民生委員・児童委員を知っていただき、連携協力が深まるという、さまざまなご意見を班体制につきましてはいただきましたので、そちらのほうの支え合いの仕組みの立ち上げ、運営を支援するものでございます。

また、二つ目のポチの地域の民生委員・児童委員を知ってもらう住民向けパンフレット、これは地域の中でどなたが民生委員なのかとか、そういったものを知ってもらうということが活動しやすいということで、こちらの住民向けのパンフレットでございます。

また三つ目のポチですが、なり手の確保や活動の周知の課題に対して、民生委員の活動内容ややりがい、民生委員をやってよかったという生の声などを紹介する候補者・推薦機関向けパンフレットでございます。

四つ目のポチですね、子育てサロン・地域の見守り等、子育て家庭を支えるさまざまな活動を行っていることを知ってもらうということで、子育て支援機関・子育て家庭向けのパンフレットの作成経費でございます。

五つ目のポチですが、高齢・子供・障害等の所管別・分野別に整理した、わかりやすい活動マニュアルを作成し、活動の困難さを軽減するものでございます。民生委員・児童委員さんは、もう読み切れないほどのたくさんの資料をいただくと。じゃあ、実際の相談を受けたときに、どこにつなぐのがいいのか。で、つないだ後、どういう結果、どういうところに最終的には結果が出るのか、そういったところがそれぞれの分野別で20ページほどですかね、そういった、これを見ればどこにつなぐかがわかりやすい分

野別、所管別のマニュアルの印刷経費を支援するものでございます。

そのほか、民生委員・児童委員さんの負担軽減に資するものということで、この包括補助の申請をしていただければ、その協議の中で検討していただくということになるかと思います。これはいわゆる、補助対象例ということですので、その他、それぞれの地域の実情に応じて工夫をしていただいた取り組みについて支援するというようなことも検討しております。

予算要求の内容は以上でございます。

○小林会長 ありがとうございます。

現在このような内容で予算を要求しているということだそうですが、すごく重要ですね。

○相田委員 すごいことですよ。

○小林会長 ご感想でも何でも結構ですので、いかがでしょうか。

○相田委員 本当に感謝です。

○小林会長 とてもいいですね。

○寺田委員 ちょっと1点いいですか。

○小林会長 はい、どうぞ。

○寺田委員 今、豊島区は、班活動の補助金が区から出ていて、これを申請するときに、区の財源が2分の1と決まっているんですけど、区から補助金が出ているとすると対象外になってしまうんですかね。

いや、そうすると班活動以外のものに充てればいいということかな。班活動は出ないけれども、ほかのものについては出るというふうに理解してよろしいでしょうか。その辺のことをちょっと教えていただきたい。

○渡部幹事 今回、班活動を実施していただけると、いわゆる支え合いといいますか、先ほど申し上げたようなことで各新任の方は不安の軽減、それから、お互い情報を共有して一緒に活動することということで、相当負担が軽減されるというところでございます。

既に班体制を実施している区市町村は、31区市町村でございます。豊島区さんは、もう区から補助をされている、財政支援がされているというところでございますけれども、今回は、この一斉改選に向けて負担軽減ということで、班体制を既に実施しているところでも、行政から支援がいていないところもございますし、班体制につきましては引き続き、豊島区さんも含めて、この包括補助で支援をさせていただきたいと思っております。

また、ちょっと補足でございますが、先ほどこの協力員事業をベースに包括補助においてメニュー化して支援をすると記載しておりますけれども、協力員事業は、うまく活用している、積極的に活用されているところと、全くやらないというところが二極分化されておりますけれども、協力員事業をやっていないところでも、新たな支援策については申請をしていただけるというような形でございます。

- 小林会長 よろしいでしょうか。要求しているということです。
- 寺田委員 こうなりそうだということですね。
- 秋山委員 全体の予算額は変わらないですね。
- 坂本生活福祉部長 予算については、現在要求中なので、今日の段階では詳細は申し上げられませんので…。
- 秋山委員 今の枠の中で柔軟に対応できますよという話ですね。
- 坂本生活福祉部長 簡単に説明しますと、今までの協力員事業に関しては個別補助で行われていたのですが、その枠は基本的に維持をするということになります。補助率も含めて今、区市町村のほうにご協議させていただいているのは、これまでと同じフレームで、いわゆる補助ベースで、包括補助金の中に入れるという前提です。我々所管部としてはそれだけとは思っていませんので、それにプラスして、今申し上げた、包括補助化の中の新しいメニューで、今の班活動のようなものを行っている、もしくは行う予定である自治体は補助金の対象として、具体的な基準額については精査中なので申し上げられないのですが、メニューとしてはこういったものを入れて、その半分については包括補助金で支援していく方向で考えています。詳細は年明けの予算査定で了解がとれたら、胸を張って皆様のほうにご説明したいと思っています。今の段階ですと、まだ途中なものですから、これ以上は歯切れのいいことは申し上げられなくて申しわけないんですけども、この程度でご勘弁いただければというところでございます。
- 小林会長 これは取扱注意ですか。
- 坂本生活福祉部長 取扱注意ではなくて、あくまで要求ベースですので、このとおりにいくというわけではないのですが、我々としては、努力をさせていただいているということでございまして、皆様からのこの場での意見も追い風にして、ぜひ確保していきたいと考えております。
- 小林会長 今までの議論を、都がバックアップしてくださるような、そういうイメージで大変結構なんじゃないかと思います。
- では、よろしいでしょうか。時間が過ぎましたので、そろそろ終了したいと思います。
- それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。
- 渡部幹事 本日はご多忙のところ、第3回民生委員・児童委員活動に関する検討委員会にご出席いただき、また本当に貴重なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。
- 本日お配りしました資料はお持ち帰りいただけます。これまでの資料をつづりました青いファイルは次回以降も使用しますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。
- 最後に、次回の検討委員会、作業部会の日程は、後日お知らせをさせていただきます。
- 事務局からは以上でございます。
- 小林会長 ありがとうございます。

それでは、これで検討委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

(午後 7 時 1 0 分 閉会)